

社会福祉法人 杜の村
特別養護老人ホーム 塩釜こころの樹翔裕園運営規程
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

第 1 章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人杜の村が開設する地域密着型小規模特別養護老人ホーム（以下、「施設」という。）が行うユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、塩竈市、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム 塩釜こころの樹翔裕園
- 二 所在地 宮城県塩竈市北浜四丁目 6 番 1 3 号

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者） 1 人
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1 人
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。

- 三 生活相談員 1人以上
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画、実施等を行う。
- 四 看護職員 1人以上
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 五 介護職員又は看護師若しくは看護職員 常勤換算13人以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するための訓練を行う。
- 七 栄養士又は管理栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上
地域密着型施設サービス介護計画の作成等を行う。
- ※ 併設ユニット型短期入所生活介護、ユニット型介護予防短期入所生活介護従業者との兼務あり。

第3章 ユニットの数と入居定員

(ユニットの数と入居定員)

第5条 施設のユニット数と各ユニットに入居できる入居者の定員は次のとおりとする。なお、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入所することはできない。

ユニット数	3	Aユニット	定員	9人	
		Bユニット	定員	10人	
		Cユニット	定員	10人	合計 29人

第4章 設備及び備品等

(居室)

第6条 施設は、入居者の居室に、ベッド、洗面所、トイレ、ナースコール等の備品類を備えるものとする。

(共同生活室)

第7条 施設は、入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として、共同生活室を備えるものとし、必要な備品類を備えるものとする。

(浴室)

第8条 施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けるものとする。

（医務室）

第9条 医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けるものとする。

（その他の設備）

第10条 施設は、その他に地域貢献スペース及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えるものとする。

第5章 契約及び運営

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第11条 施設はサービス提供の開始に際し、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

（受給資格等の確認）

第12条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及びその有効期間を確認することができる。

（入退所）

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しないものとする。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討するものとし、検討に当たっては、居宅介護支援事業所及び施設、家族間で協議するものとする。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及び

その家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行うものとする。

- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第6章 サービス

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービスの提供の上で留意すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握するものとする。

（サービス取り扱い方針）

第15条 施設は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 施設はサービスを提供するに当たって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行うものとする。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては親切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図るものとする。

（介護の内容）

- 第 16 条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者を入浴していただき、また状況に応じて清拭を行うものとする。
 - 3 施設は入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換するものとする。
 - 5 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うものとする。
 - 6 施設は、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
 - 7 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

（食事の提供）

- 第 17 条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。
- また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床し、原則として共同生活室で行うよう努めるものとする。
- 2 食事の時間は概ね次の通りとしますが、ご希望に沿って提供するよう努めます。
- （朝食 8：00～10：00 昼食 12：00～14：00 夕食 18：00～20：00）

（相談及び援助）

- 第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 19 条 施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ入居者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行することができる。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施するものとする。

(健康管理)

第 21 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士、看護職員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。

3 入居者に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

4 入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 22 条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね 3 か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮するものとする。

(利用料及びその他の費用)

第 23 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密

着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 居住に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別の食事の提供に要する費用

四 その他、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

（利用料の変更等）

第24条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

（日課の励行）

第25条 入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとする。

（面会）

第26条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。施設は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

面会時間は、原則7：30時から21時までとする。

（喫煙）

第27条 喫煙は、屋外の所定の場所および時間に限り、それ以外の場所及び時間は施

設内建物を含み原則禁煙とする。

（飲酒）

第 28 条 飲酒は、入居者の病歴、健康状態によっては医師の指示のもとに制限することができるものとする。

（外出及び外泊）

第 29 条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、届け出るものとする。

（健康保持）

第 30 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

（衛生保持）

第 31 条 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

（禁止行為）

第 32 条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 施設内での他の入居者等に対する宗教活動及び政治活動並びに物品等の販売・斡旋等。また、政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（入居者に関する市への通知）

第 33 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を塩竈市に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 従業員の服務規程と質の確保

（従業員の服務規程）

第 34 条 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、協

力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意するものとする。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（従業者の質の確保）

第 35 条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（個人情報保護の保護）

第 36 条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表するものとする。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表するものとする。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

（緊急時の対応）

第 37 条 従事者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

（事故発生時の対応）

第 38 条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに塩竈市及び入居者の家族等に連絡するとともに、経過記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにするものとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、

定期的（年２回以上）に施設内職員研修を実施するものとする。

（非常災害対策）

第 39 条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年２回以上避難、その他必要な訓練等を実施するものとする。

第 10 章 高齢者虐待防止

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 40 条 施設は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。
 - 四 前三号に定める措置を適正に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第 11 章 感染症の予防及びまん延防止のための措置

（衛生管理）

第 41 条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

第 12 章 業務継続計画の策定

（業務継続計画）

第 42 条 施設は、感染症や災害発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施する。また、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じる。

第 13 章 その他

（地域との連携）

第 43 条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

（勤務体制等）

第 44 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。

2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行うものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

（記録の整備）

第 45 条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（苦情処理）

第 46 条 施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供するサービスに関して、塩竈市からの文書の提出・提示の求め、又は塩竈市職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。塩竈市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告するものとする。

3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、宮城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、宮城県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

4 施設は、入居者が苦情相談を行ったことに起因して、施設において不利益をうけることのないよう十分配慮し、入居者を保護するものとする。

(掲 示)

第 47 条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決に向けた取り組み、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(協力医療機関等)

第 48 条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のための、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 49 条 施設及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(運営推進会議)

第 50 条 施設は、事業の運営について地域に開かれた運営体制を維持し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置するものとする。

(その他)

第 51 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人杜の村と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。